

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)  
悪臭防止法による規制地域の指定等の一部改正(環境政策課)  
保安林の指定の解除(森林保全課)  
土地収用法による事業の認定(管理課)  
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)  
開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇ 公安規則 都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)
- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)  
鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)  
遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告 平成九年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会  
総務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第

一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された 発行所名
		題 名 及 び 号 数	類 別		
5696	雑誌その他 の刊行物	危 険 な 戯 れ C r a s h 1986・NOV	雑誌コード ACNY-20	CANDYcor- poration	
5697	〃	お 隣 り の お 姉 さ ん 1997 1月号	雑誌 02291-01	株式会社 サン出版	
5698	〃	T h e S u g A R 1986 11	雑誌 04167-11	株式会社 サン出版	
5699	〃	素 人 天 国 1986 DECEMBER	雑誌 07814-12/20	株式会社 蒼 竜 社	
5700	〃	Z e p p i n 1986, NOV	雑誌コード 14443-11	株式会社 グイアテリス	
5701	〃	A V い だ て ん 情 報 1986・OCT	雑誌 01323-10	株式会社 大洋図書	
5702	〃	ニ ュ ー ス カ 大 図 鑑 に つ い て 話 題 ス ー プ 12月号増刊	雑誌コード 07028-12	株式会社 日本出版社	
5703	〃				

5704	〃	C D - R O M グラウト VOL. 5	雑誌 01738-9	株式会社 ビデオ出版
5705	〃	柔 肌 な ぶ り	NO. 89	北陽出版
5706	〃	U R E C C O NOVEMBER, 1996	雑誌 01851-11	ミリオソ出版
5707	〃	投稿 ドッキリ写真 1996 11	雑誌コープ 16697-11	株式会社 明文社
5708	〃	T O K Y O ナンパ倶楽部 1996 12	雑誌 16673-12	株式会社 ラソ出版
5709	〃	パ ナ ナ 通 信 1997 1	雑誌 17591-1	株式会社 ラソ出版
5710	〃	漫 画 ユー ト ビ ア 平成9年3月号	雑誌 08937-3	株式会社 笠倉出版社
5711	〃	劇 画 コ マ ャ ン ド ー 4月号	雑誌 13625-4	黒田出版 興文社
5712	〃	人 妻 熟 女 マ マ ニ ア 漫画チェスト3月増刊号	雑誌コープ 08330-3/20	株式会社 蒼竜社
5713	〃	人 妻 も う 待 て な い 漫画ラフトピラスビジュアル3月増刊号	雑誌コープ 18350-3/25	株式会社 蒼竜社
5714	〃	漫 画 エ ロ ト ラ ア 1997 4月号	雑誌 18323-4	株式会社 蒼竜社
5715	録画テープ	D カ ャ ャ 家 庭 教 師	VAN-004	グアニアイン エンジニアリング

鳥取県告示第二百十七号

平成五年三月鳥取県告示第三百七号(悪臭防止法による規制地域の指定等)の一部を次のとおり改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「第四条第一号及び第二号」を「第四条第一項」に、「鳥取県衛生環境部環境保全課」を「鳥取県生活環境部環境政策課」に改める。

一の表鳥取市のA区域の項中「戎町、扇町」を「戎町、円護寺の一部、扇町、晩稲の一部」に改め、「叶の一部」を削り、「行徳」を「北園二丁目の一部、北園二丁目の一部、行徳二丁目、行徳二丁目、行徳三丁目」に改め、「的場の一部」の下に「的場一丁目」の一部、的場二丁目、的場三丁目、的場四丁目」を加え、「南町」を「緑ヶ丘三丁目の一部、緑ヶ丘三丁目の一部、南限の一部、南町、南安長二丁目」の一部、南安長三丁目」の一部に、「美萩野二丁目」を「美萩野二丁目」の一部に改め、「若桜町」の下に「若葉台北四丁目」を、「若葉台南二丁目」の下に「若葉台南三丁目、若葉台南四丁目」を加え、同表鳥取市のC区域の項中「岩吉の一部、大杣の一部」を「岩吉の一部、江津の一部、大杣の一部、晩稲の一部」に改め、「賀露町の一部」の下に「北村の一部」を、「新の一部」の下に「杉崎の一部」を加え、「的場の一部、南限の一部」を「的場の一部、的場一丁目、的場二丁目、的場三丁目」の一部、的場四丁目」の一部、緑ヶ丘三丁目」の一部、緑ヶ丘三丁目」の一部、港町の一部、南限の一部、南安長二丁目」の一部、南安長三丁目」の一部に改め、「宮長の一部」の下に「本高の一部」を、「吉成三丁目」の一部」の下に「吉成南町二丁目」の一部、吉成南町二丁目」の一部を加え、同表米子市のA区域の項中「内町の一部」の下に「浦津の一部」を、「皆生の一部」の下に「皆生六丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目」の一部、皆生温泉四丁目」の一部を加え、「上後藤三丁目」を「上後藤三丁目」の一部に、「上後藤八丁目、上福原の一部」を「上後藤八丁目、上福原の一部、上福原の一部」

上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目」に改め、「昭和町の一部」の下に「新開二丁目、新開三丁目、新開三丁目の一部」を加え、「錦町二丁目、錦町三丁目、錦町三丁目の一部」を「錦町二丁目の一部、錦町三丁目の一部、錦町三丁目」に改め、「西福原の一部」の下に「西福原二丁目、西福原三丁目、西福原三丁目、西福原四丁目、西福原五丁目、西福原六丁目、西福原七丁目、西福原八丁目、西福原九丁目」を加え、「東福原の一部」を「東福原二丁目、東福原三丁目、東福原四丁目、東福原五丁目、東福原六丁目、東福原七丁目、東福原八丁目」に、「日ノ出町二丁目」を「日ノ出町二丁目」に改め、「米原二丁目」の下に「米原三丁目」を加え、同表米子市のC区域の項中「内町の一部」の下に「浦津の一部」を加え、「錦町三丁目」を「錦町二丁目、錦町三丁目」に改め、「東福原の一部、日ノ出町二丁目」を「東福原二丁目、東福原三丁目」に改め、「米原三丁目」を削り、同表倉吉市のA区域の項中「海田西町」を「海田西町二丁目、海田西町三丁目」に、「河北町」を「河北町の一部」に改め、「福庭の一部」の下に「福庭町二丁目」の一部、福庭町三丁目、福庭町三丁目の一部を加え、同表倉吉市のC区域の項中「大塚の一部」を「河北町の一部」に、「新田の一部、清谷の一部」を「清谷の一部、清谷町二丁目、清谷町三丁目」に、「福庭の一部」を「福庭町二丁目、福庭町三丁目」に改め、同表佐治村の項の次に次のように加える。

智頭町 A区域 大字岩神の一部、大字坂原の一部及び大字智頭の一部

一の表北条町の項中「大字田井」を「田井」に改め、同項の次に次のように加える。

大栄町 A区域 大字瀬戸の一部、大字妻波の一部、大字六尾の一部及び大字由良宿の一部

一の備考中「平成五年三月二十六日」を「平成九年三月二十五日」に改める。

二を次のように改める。

二 規制基準

1 悪臭防止法第四条第一項第一号の規制基準は、一の規制地域の区分及び特定悪臭物質の種類ごとにそれぞれ次の表に定める値(単位PPm)を大気中の濃度の許容限度とする。

規制地域の区分	特定悪臭物質	五	二	一
C区域	アンモニニア	五	二	一
	メチルメルカプタン	〇・〇一	〇・〇〇四	〇・〇〇二
B区域	硫化水素	〇・二	〇・〇六	〇・〇二
	硫化メチル	〇・二	〇・〇五	〇・〇一
A区域	二硫化メチル	〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇九
	トリメチルアミン	〇・〇七	〇・〇二	〇・〇〇五
C区域	アセトアルデヒド	〇・〇五	〇・〇五	〇・〇五

プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバレールアルデヒド	イソバレールアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン
〇・〇五	〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇三	〇・九	三	一
〇・〇五	〇・〇〇九	〇・〇二	〇・〇〇九	〇・〇〇三	〇・九	三	一
〇・〇五	〇・〇〇九	〇・〇二	〇・〇〇九	〇・〇〇三	〇・九	三	一

トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
一〇	〇・四	一	〇・〇三	〇・〇〇一	〇・〇〇〇九	〇・〇〇〇一
一〇	〇・四	一	〇・〇三	〇・〇〇一	〇・〇〇〇九	〇・〇〇〇一
一〇	〇・四	一	〇・〇三	〇・〇〇一	〇・〇〇〇九	〇・〇〇〇一

2 法第四条第一項第二号の規制基準は、一の規制基準の値を基礎として特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号)第三条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

3 法第四条第一項第三号の規制基準は、1の規制基準の値を基礎として特定悪臭物

質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレアルデヒド、イソバレアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに悪臭防止法施行規則第四条に定める方法により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出して得た排出水中の濃度の値が一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラムとする。

鳥取県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（次の図は「省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。」）

鳥取県告示第二百十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

気高町

二 事業の種類

「ふれあいと創造の丘」第三駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 気高郡気高町大字日光字小池地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二一

気高町役場

鳥取県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、東伯町から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次の

とおり公衆の縦覧に供する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画下水道 東伯町公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目三二〇

鳥取県告示第二百二十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年五月二十二日 鳥取県指令米土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原七丁目三一

石井 重信

鳥取県告示第二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 六・五・一号東郷運動公園

三 事業施行期間

平成三年二月二十二日から平成十四年三月三十一日まで

（変更前平成三年二月二十二日から平成九年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 該当なし

### 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 機関誌の編集及び発行に関すること。

第五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪被害者対策に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

第六条中「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を削る。

第六条の六中「次の各号に」を「次に」に改め、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

第二十条の四を第二十条の五とし、第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（監査室）

第二十条の二 会計課に、監査室を附置する。

2 監査室の位置は、鳥取市とする。

3 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は事務吏員をもつて充てる。

4 室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「第二号ホ」を「第二号リ」に改める。

第九条の二中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四号中「自動二輪車」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車（以下「自動二輪車」と総称する。）」に改める。

第十五条の表中「自動二輪車免許」を「大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許」に改める。

別表第二号中「ニ及びホ」を「ニからリまでに掲げる車両」に改め、同号ホ中(イ)から(ハ)までを削り、同号ホ(ニ)中「車両」の下に「（道路維持作業用自動車を除く。）」を加え、

同号ホ中(ニ)を(イ)とし、(ホ)を(ロ)とし、(ハ)を(イ)とし、(ト)を(ニ)とし、同号ホを同号リとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務の遂行のため使用中の車両

ヘ 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両

ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づく

廃棄物の収集のため使用中の車両

チ 道路維持作業用自動車で当該作業のため使用中のもの

別表第五号及び第六号中「ニ」を「チ」に、「第二号ホ(イ)から(ト)」を「第二号リ(イ)から(ニ)」に改める。



平成九年三月二十五日

鳥取県公安委員会公安委員会 編 印

申請者	氏名又は名称	大東音響株式会社	
	住所	大阪府大阪市浪速区元町一丁目5-7	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名
	規則第6条第2号 該当機	パビードックII	大東音響株式会社
検 定 号	640395	有 効 期 間	平成9年3月25日 から3年間

申請者	氏名又は名称	山佐株式会社	
	住所	岡山県新見市高尾362-1	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名
	規則第6条第2号 該当機	ランバクパルサー	山佐株式会社
検 定 号	640402	有 効 期 間	平成9年3月25日 から3年間
申請者の氏名	佐野 慎一		

申請者	氏名又は名称	サニー工業株式会社	
	住所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名
	規則第6条第2号 該当機	ホンテックパー テイエー2	サニー工業株式会社
検 定 号	640379	有 効 期 間	平成9年3月25日 から3年間

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成9年3月25日

鳥取県人事委員長 坂 田 賢 一 郎

1 試験の名称

平成9年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度・第1回）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
士 木	5 名
農 業 士 木	1 名
電 気	1 名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。



3 対象となる職

知事の事務部に勤務する行政職給料表2級相当程度の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、給料のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

次のいずれをも満たす者とする。

- (1) 昭和38年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者（試験の区分「電気」を受ける者を除く。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当しない者

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）とする。

なお、各試験の区分の出題分野は、次のとおりとする。

ア 教養試験

試験の区分	出 題 分 野
全試験区分	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

イ 専門試験

試験の区分	出 題 分 野
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般
電 気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学

(2) 試験の期日

平成9年4月20日(日)

(3) 試験の場所

鳥取県庁 本庁舎 鳥取市東町一丁目220

麻布グリーンソング 東京都港区六本木一丁目9-11

大阪ガーデンパレス 大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目3-35

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、適性検査、面接試験及び身体検査

(2) 試験の期日

平成9年5月11日(日)

(3) 試験の場所

鳥取県庁 第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成9年4月28日(月) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、受験者全員に結果を書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成9年5月22日(水) に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。

なお、受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。

なお、採用は、平成9年6月の予定である。

10 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。(郵便による申込みも可能)  
なお、申込みができる「試験の区分」は一つに限る。

## (3) 受付期間及び受付時間

## ア 受付期間

平成9年3月31日(月)から同年4月14日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)なお、郵送による申込みは、平成9年4月14日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

## イ 受付時間

8時30分から17時まで

## 11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求を郵便によって行う場合には速達によることとし、350円分の切手をはった、あて先明記の返信用封筒(速達)を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。